日高信用金庫【新規創業サポート事業】 募集要項

１．募集対象先

（１）当金庫基盤地区である、新冠町・新ひだか町・浦河町・様似町・えりも町・広尾町・大樹町のいずれかに新たに創業し、事務所・活動拠点を設置する予定の事業者とします。
ただし、いわゆる「第二創業」者、すでに、事業を起業している者が別会社を設立する等、実態として別事業を起業する事業者は対象外とします。

（２）当金庫基盤地区以外からの移住による拠点移動を予定している事業者とします。
なお、移住者については、新規創業の条件を求めないため、基盤地区以外ですでに起業・創業している事業者も対象とします。

（３）助成金交付後に当金庫が行うモニタリングに対して、資料提出や面談にご協力いただける事業者とします。

２．対象となる事業および期間

（１）地域振興や地域活性化につながる産業振興・地域おこし・まちづくりなどに寄与する新たな事業とします。

（２）申込み後、概ね 1 年以内に事業を実施または着手し、その内容が確認できる事業者ならびに基盤地区以外からの移住による拠点移動を計画しているものも対象とします。
なお、申込み前、概ね１年以内に事業を実施または着手した事業者も対象とします。

３．助成金額および交付方法

（１）助成金額
助成金総額 100 万円を限度として、助成金額は 1 対象先 20 万円とします。
ただし、助成金総額に到達した時点で終了となりますので、ご了承願います。
税務署への開業届・営業開始が確認できる通帳の写し、領収書や写真等の証明書類をご提出いただきます。

（２）助成金の交付方法
助成金については、当金庫の指定口座へ振込みとなります。

４．交付対象経費

（１）対象は、わが国の創業補助金の対象経費に準じ、従業員の人件費、店舗等借入費、修繕費、設備費、事業用車輌購入費（キッチンカー含む）、原材料費、広告費他とします。

（２）助成金の資金使途がわかる資料（見積書・請求書等）をご提出いただきます。

５．申請方法

（１）所定の応募用紙及び収支計画書・資金計画書をご記入のうえ、応募に必要な資料等を添付し、最寄りの当金庫の営業店もしくは開業を予定している地区の当金庫の営業店へご提出いただきます。

（２）応募用紙は当金庫の営業店で配布します。また、ＨＰにも掲載することからダウンロードしての使用も可能です。記入方法等については、各営業店の担当者がお手伝いいたします。

（３）申請書類等から、当金庫が知り得た事業情報や個人情報は、選考のため選考委員への開示は行いますが、それ以外の目的には使用しません。
なお、提出された申請書類・添付書類等は返却いたしません。

６．選考方法等

（１）選考方法について

①書類審査ならびに面談を実施します。

②外部有識者らで構成する「選考委員会」にて選考を行います。

（２）選考委員について

審査の公平性を期するため、外部の有識者で構成します。選考委員は最大２名とします。

（３）審査のポイントについて

応募の事業が下記に該当するかを総合的に判断します。

①事業化（資金面、収益性、継続性などビジネスとして成立しうる事業か）

②独自性・差別化（特徴的な事業か、面白みのある事業か）

③地域貢献度（地域に貢献しうる事業か、地域の活性化につながる事業か）

７．選考結果の通知・公表

（１）応募者へは、審査結果の如何を問わず通知させていただきます。

（２）審査結果の判断に至った理由等については、如何なる理由があっても回答はできません。

８．事業実施スケジュール

日　　程	R8/8～R9/1	R8/8～R9/1	R8/8～R9/3	R8/8～R9/3
通年募集 通年選考	**募集告知期間**	**申請書類受付期間**	**審査期間**	**最終決議選考 発表・助成金交付**
	募集要項の告知	応募用紙の交付	選考委員の審査 全員の賛成が条件	選考結果の発表 口座振込

※審査業務の都合上、申請受付は令和 9 年 1 月 29 日（金）をもって締め切りいたします。

９．お問い合わせ先

日高信用金庫　「各営業店」または「地域支援部　地域支援課（事務局：電話　0146-22-4113)」